

第17回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年7月21日（金）15時30分～16時45分
- 2 場 所 平庭山荘
- 3 議 事 議案第1号 農地法第5条の規定による許可について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 27名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 木地谷 淳
農地係長 柳久保 一幸
主 任 長 代 美 穂

第17回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 恵 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	
山根	松野下 富 則	
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
15 : 30 開会 田村会長	ただいまから第 17 回久慈市農業委員会議を開催いたします。 皆さんお疲れ様でございます。農地パトロール大変ありがとうございます。思ったより暑くなくて、非常によかったなと思っております。今月の総会もスムーズな進行にご協力よろしくお願いいたします。
木地谷局長	本日は、5 番安堵城委員、松野下推進委員、桑田推進委員、3 名の方から欠席通告がありましたのでご報告申し上げます。
会長	それではこれより議事に入ります。 まず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 久慈市農業委員会規則 10 条に規定する議事録署名委員及び職員を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしということですので、議事録署名委員には、6 番宇部文人委員、7 番鹿糠勇委員を、会議書記には事務局の柳久保係長を指名いたします。それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。長代主任。
長代主任	議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可についてです。 付議番号 1、土地の表示、〇〇町×-×-×、畑 4266 m ² のうち 1060 m ² 外 2 筆、計 2900 m ² 、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地ですが、岩手県による〇〇川堤防護岸工事に伴う仮設道路及び事務所と駐車場を設置するための一時転用となります。3 筆に跨って〇〇側の面積を一部ずつ、計 2900 m ² を使用する計画となっております。こちらはすでに仮設道路の整備に着手していることから、追認の転用申請となります。先ほど農地パトロールの〇〇建設から〇〇に行く途中で、右側にありました部分の現地を見てきたところになります。重機や搬出用トラックが通れるように、〇〇川から国道〇〇号線に向かって鉄板を敷いていき、右側に事務所、トイレ、駐車場等として利用されることとなります。工事期間は令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月まで、事業完了後は鉄板、事務所等を撤収し原状復旧され、農地に戻ることです。契約内容は賃貸借で、対価は総額〇〇万円と伺っており

	発言主旨
	ます。付議番号 2 番、土地の表示、〇〇町×-×-×、畑 286 m²外 1 筆、計 423 m²、譲渡人、譲受人、転用事由はそれぞれ記載の通りです。本申請地ですが、建物解体会社による解体資材を置く場所への永久転用となります。15 cm 程度の砂利を敷き、解体工事が出る廃材を一時保管する場所として使用することです。契約内容は売買で対価は〇〇万円と伺っております。 付議番号 3、土地の表示、〇町×-×、田 502 m²外 1 筆、計 995 m² 譲渡人、譲受人、転用事由は記載の通りです。本申請地ですが、〇〇小学校建設工事に関わる建設会社の使用する資材置き場への転用となります。現在〇〇小学校建設中の敷地の道路側隣接地となります。本来であれば学校建設用地の農地転用の際に一緒に申請されるべきものですが、一時的な利用であったため、申請の必要性を認識しておらず、遅れてしまったとのこと。こちらは現在すでに資材置き場として利用されているため、追認の案件となります。契約内容は賃貸借で、対価は総額〇〇万円と伺っております。事業期間は学校建設工事に連動するものとなりますが、令和 9 年 3 月までとなっております。以上で議案第 1 号に関する事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続きまして、現地調査委員からの報告をお願いします。木村委員、お願いいたします。
木村委員	7 月 15 日、事務局 2 名と大上推進委員、私の 4 名で現地調査に行き参りました。付議番号 1 番、先ほどバスの中から見てきましたが、〇〇の隣です。色々な事情があって、長い期間使われていなかった土地でもあります。〇〇川の護岸工事に必要な事務所や、資材置き場として使う一時的なものです。何ら問題ないものと思われました。付議番号 2、〇〇の〇〇商店の隣です。奥には家がありましたが空き家になっており、使われていない様子です。国道に面しておりますが、細長い土地で使い勝手はどうかとは思いますが、資材置き場としては十分だと思います。問題ないだろうと思われました。付議番号 3、〇〇小学校の工事現場であり、そこは長い間としては使われていない様子でした。円滑な工事のために必要な土地であると思いますし、問題ないものと思われま。ご承認をお願いします。
会長	ありがとうございました。議案第 1 号につきまして、事務局と現地

	発言主旨
	調査委員の報告が終わりました。 質疑を許します。 (小倉推進委員 挙手) 小倉推進委員。
小倉推進委員	付議番号 1 番、〇〇〇町の農地ですが地目は畑ですか。実は我々が 5 年ぐらい水稻をやっていた所になります。
長代主任	×-×と×-×は畑ですが×-×が田んぼになっておりまして、確かに田んぼとして使っていて、公社を通していた時のことも把握しております。ただ、何年か前に公社の契約の解約があったので、現在は使われていないというのも確認しておりました。
小倉推進委員	わかりました。
会長	他にございませんか。 (鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	付議番号 3 ですが、土地の表示は田になっていて、一時転用で資材置き場とするということは、土盛りをして田には戻せないという状況になるかと思います。その場合、使用貸借が終わった後に、農業委員会の方で、土地表示の変更等を速やかに指導していただきたいと思います。
長代主任	ありがとうございます。そのように指導していきたいと思います。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決をいたします。 議案第 1 号について特に意見がないということでよろしいですか。 (「異議なし」の声) それでは特に意見がないものとして決します。 次に議案第 2 号農地法の適用外証明願についてを議題といたします。 事務局より説明願います。
長代主任	議案第 2 号農地法の適用外証明願についてです。

	発言主旨
	付議番号 1 番、土地の表示、〇〇×-×-×、田 500 m²、願出人は記載の通りです。所有者が 3 名いらっしゃいますので、連名による申請となっております。申請地は以前から共有地となっておりますが、申請地付近に住んでいる別の方に賃貸借にて土地を長年貸していたそうです。その方は平成 7 年ごろから砂利を敷き、駐車場として、現在も継続して利用し続けているとのこと。 付議番号 2 番、土地の表示、〇〇町×-×-×、田 1004 m²、願出人は記載の通りです。昭和 47 年頃より前から耕作をしていなかったとのことですが、先代、願出人ともに、久慈市で生活をしておらず、二代にわたり耕作放棄地を相続していた状況だったということです。付議番号 3、土地の表示、〇〇町×-×-×、畑 143 m²、願出人は記載の通りです。先代が車庫を建設して利用しており、長らく宅地課税されていたこともあり、農地だったという認識がないまま相続していたとのこと。以上で議案第 2 号の事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。 続いて、現地調査委員からの報告をお願いします。 大上推進委員お願いいたします。
大上推進委員	7 月 15 日、事務局 2 名、木村委員、私と 4 名で現地を見て参りました。付議番号 1 番ですが、場所は〇〇、〇〇の道路をはさんで向かい側、アパートの裏側にあたります。もうすでに 30 年以上経過していますし、周りの状況から見ても農地に戻すことは不可能と見て参りました。続きまして付議番号 2 番、場所は〇〇町、県道〇〇線を〇〇方面に向かい、〇〇さんの 20m ぐらい手前の場所になります。すでに 50 年以上も経過しており、完全に林になっていて、太いものだと直径が 30 cm くらいになっておりまして、明らかに元の農地に戻すのは無理と見て参りました。付議番号 3 番、場所は元〇〇の女子寮の近くの堤防沿いの場所になります。すでに年月も経過していて、車庫も建っており、本人も知らなかったということで、これもやむを得ないものと見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。 議案第 2 号について事務局と現地調査の報告が終わりました。 質疑を許します。

	発言主旨
	(「なし」の声) なしということですのでよろしいですか。質疑を打ち切り採決いたします。 議案第2号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 異議なしで決しました。次に報告事項(1)農地法第3条の3第1項の届け出書の提出についてを議題とします。事務局より説明願います。
長代主任	報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届け出書の提出について、ご報告いたします。全部で15件、すべて相続によるものです。以上で報告事項(1)を終わります。
会長	報告が終わりました。 次に報告事項(2)会務報告について説明願います。 木地谷局長をお願いします。
木地谷局長	会務報告を行わせていただきます。6月30日、令和8年度岩手県農業会議定時社員総会、盛岡市にて会長に出席いただいております。7月6日、全国市議会議長表彰受賞祝賀会、久慈グランドホテルに会長と私が出席しております。7月15日、5条、適用外に係る農地転用等の現地調査を木村委員、大上推進委員、事務局2名で対応しております。同じく7月15日、先ほどバスの中でも説明がありましたとおり、盛岡市にて常設審議委員会が開催され、長代主任が出席しております。7月21日、本日のパトロール出発式、パトロール及び農業委員会議となっております。なお、8月の農業委員会議ではありますが、8月21日金曜日、午後1時半から市役所3階大会議室となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	報告事項が終わりました。次にその他、皆さんから何かございましたらをお願いします。 (「なし」の声) よろしいでしょうか。 それでは以上をもちまして、第17回久慈市農業委員会議を終了いたします。 大変ありがとうございました。

	発言主旨
閉会 16 : 25	

久慈市農業委員会会議規則第 29 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

会 長 15 番 _____

議事録署名委員 6 番 _____

議事録署名委員 7 番 _____